

令和5年度 市民税・県民税申告書 書き方

【提出期限：令和5年3月15日(水)】

【はじめに】
・住所・氏名・生年月日・電話番号・個人番号(マイナンバー)等を記入してください。

【申告が必要な人】
①令和5年1月1日現在、那珂川市に住所がある人
②確定申告の必要はないが市民税の申告が必要な人
・所得税において給与所得以外の所得が20万円以下の人
・所得税において公的年金等の収入が400万円以下で、かつ公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下の人

【申告が不要な人】
①所得税の確定申告を提出した人
②給与所得のみで、勤務先から給与支払報告書が提出されている人

●【1 収入金額等および2 所得金額欄の記入について】

申告書記入欄(表)		所得の種類		申告書記入欄(裏)
1 収入	2 所得			※申告時の注意点
1	16	営業等	小売業・生命保険等外交員等	○裏面5(1)~(4) 営業等所得・農業所得・不動産所得・雑所得(イ業務)の内訳を記入してください。
2	17	農業	農業・畜産業等	
5	20	不動産	地代・家賃等	・窓口にて申告する場合は、収入と経費のわかるものをご持参ください。
60	62	雑(イ業務)	原稿料、講演料、シェアリング・エコノミー、食料品の配達等の副収入	
	21	利子	国外の銀行等の預金の利子等	○裏面記載不要 ・国外の銀行等の預金の利子等、源泉徴収されていないものを記入してください。 ・所得金額のみ記入してください。
7	22	配当	株式や出資金の配当等	○裏面7:配当所得の内訳を記入してください。
8		給与(一般)	勤務先から受ける給与、賞与、賃金等(パート・アルバイト含む)	○裏面4:給与収入の内訳を記入してください。 ・収入金額のみ記入してください。 ・複数からの収入がある場合は、給与支払者を全て記入してください。
9		給与(専従)		
61	63	雑(ウその他)	個人年金、暗号資産取引等	○裏面6 雑所得(ウその他)の内訳を記入してください。 ・窓口にて申告する場合は、収入、経費(掛金等)のわかるものをご持参ください。
12		総合譲渡(短期)	土地・建物以外の資産の売却等保有期間が5年以内の資産の譲渡	裏面8:総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項を記入してください。
13	26	総合譲渡(長期)	土地・建物以外の資産の売却等保有期間が5年を超える資産の譲渡	・特別控除について 総合譲渡(短期・長期合わせて):50万円まで(※) 一時所得:50万円まで(※)
14		一時	生命保険に基づく一時金等	※収入-経費の金額が →50万円以下の場合:その金額全て →50万を超える場合:上限50万円

令和5年度 市民税・県民税申告書

(あて先)那珂川市長 令和5年1月1日の住所
付 所 住
印 ふりがな
氏 名
生年月日 大・昭平・令 年 月 日
個人番号

資料 所得税 入力確認
□有 □無 1 2
資料番号 入力年月日
整理番号
生年月日
申告が本人でない場合のみ記入
ふりがな 続柄
代理申告人

1 収入金額等

事業	営業等	1	
	農業	2	
不動産		5	
配当		7	
給与	一般区	64	8
	専従分		9
雑	ア 公的年金等	10	
	イ 業務	60	
	ウ その他	61	
総合譲渡	短期(前)	12	
	長期(前)	13	
	一時(前)	14	

2 所得金額

事業	営業等	16	
	農業	17	
不動産		20	
利子		21	
配当		22	
給与		23	
雑	ア 公的年金等	24	
	イ 業務	62	
	ウ その他	63	
総合譲渡	一時	26	
	合計	27	

※ 税務課記入欄

雑損控除	30	
医療費控除	31	
社会保険料控除	32	
小規模企業共済等掛金控除	33	
生命保険料控除		
地震保険料控除		
寡婦・ひとり親控除		0.000
勤労学生・障害者控除		0.000
配偶者控除		0.000
配偶者特別控除		0.000
扶養控除		0.000
基礎控除		0.000
合計		

※ 配偶者控除等に関する事項

配偶者	50	51
その他	52	53
配偶者控除	98	99
配偶者特別控除	100	101

※ 扶養親族に関する事項

本人	該当	区分	配偶者	扶養関係	障害関係	その他								
71	72	74	70	76	79	80	89	81	82	83	84	85	86	87

3 所得から差し引かれる金額

雑損控除					
医療費控除	106	104	105		
社会保険料控除					
小規模企業共済等掛金控除					
生命保険料控除	56	57	58		
地震保険料控除	44	45	46		

本人に関する事項

氏名 明・大・昭・平
生年月日 明・大・昭・平
個人番号 900 □ 921 □
配偶者の合計所得 48
配偶者特別控除 □
同一生計配偶者の手帳の種類 □身体 □精神 □療育 □その他() 等級 級

配偶者に関する事項

氏名 明・大・昭・平
生年月日 明・大・昭・平
個人番号 902 □ 923 □
手帳の種類 □身体 □精神 □療育 □その他() 等級 級

扶養親族に関する事項

氏名 明・大・昭・平
生年月日 明・大・昭・平
個人番号 903 □ 924 □
手帳の種類 □身体 □精神 □療育 □その他() 等級 級

扶養親族に関する事項

氏名 明・大・昭・平
生年月日 明・大・昭・平
個人番号 912 □ 926 □
手帳の種類 □身体 □精神 □療育 □その他() 等級 級

令和5年度 市民税・県民税申告書 提出期限 令和5年3月15日(水)

〒811-1292 那珂川市西隈1丁目1番1号 那珂川市役所 税務課 市民税担当 TEL 092 (953) 2211 (代表)

●【3 所得から差し引かれる金額欄の記入について】

◆雑損控除：該当する場合は各項目に記入してください。
対象者：災害、横領等により住宅や家財等に損害を受けた人

◆医療費控除◆社会保険料控除◆小規模企業共済等掛金控除◆生命保険料控除◆地震保険料控除
令和4年1月1日から令和4年12月31日までに支払った金額を記入してください。
◆医療費控除：「セルフメディケーション税制」の適用を受ける人は「セルフ」の□欄に「✓」を記入してください。
※セルフメディケーション税制の適用には一定の取り組みを行ったことがわかる書類を添付してください。(例：健康診断の領収書または結果通知表等や予防接種の領収書等)

◆勤労学生控除：該当する場合は□欄に「✓」および学校名を記入してください。
対象者：大学や各種学校の学生で、前年中の合計所得金額が75万円以下であり、給与所得等以外の所得が10万円以下の人

◆ひとり親控除：該当する場合は□欄に「✓」を記入してください。
対象者：現に婚姻していない人又は配偶者が生死不明等の人で、以下の①~③のいずれにも当てはまる人
①合計所得金額が500万円以下
②他の人の扶養となっていない総所得金額等が48万円以下の生計を一にする子がいる
③事実婚関係と同様の事情にあると認められる者(※)がいない
※住民票の続柄に「夫(未届)」「妻(未届)」などと記載されている人をいいます。

◆寡婦控除：該当する場合は□欄に「✓」を記入してください。
対象者：「ひとり親控除」に該当しない人で、以下の①~③のいずれにも当てはまる人
①合計所得金額が500万円以下
②・夫と死別した後婚姻をしていない又は夫が生死不明等の人
・夫と離別した後婚姻をしていない人で、合計所得が48万円以下の扶養親族(※)を有する人
③事実婚関係と同様の事情にあると認められる者がいない人
※他の人の扶養親族とされている人を除きます。

◆障害者控除：該当する場合は□欄に「✓」および等級を記入してください。
対象条件：令和4年12月31日現在において、申告者本人や同一生計配偶者、扶養親族が以下のいずれかの要件に該当する場合は記入してください。
(1) 下表の手帳等の交付を受けている。
(2) 厚生労働省又は市町村発行の「障害者控除対象者認定書」の交付を受けている。

特別障害者	1級・2級	A	1級	特別項証、1~3項
普通障害者	3級以下	B	2級・3級	4項~

◆調整控除：該当する場合は□欄に「✓」を記入してください。
対象条件：給与等の収入金額が850万円を超える人で以下のいずれかの要件に該当する場合は記入してください。
①本人、同一生計配偶者(※1)、扶養親族(※2)が特別障害者に該当する場合(身体1・2級/精神1級/療育A等)
※1 配偶者に関する事項に記載があり、配偶者特別控除でない人
※2 扶養親族に関する事項に記載のある人
②23歳未満(※3)の扶養親族がいる場合 ※3 平成12年1月2日生まれ以降の扶養親族

◆同一生計配偶者(控除)：該当する場合は□欄に「✓」を記入してください。
対象条件：配偶者が以下の①②のいずれかに当てはまる場合は記入してください。
①同一生計配偶者：納税義務者と生計を一にする配偶者で合計所得が48万円以下
②控除対象配偶者：同一生計配偶者のうち、申告者本人の合計所得金額が1,000万円以下
※生計を一にする配偶者が他の納税義務者の扶養親族および事業専従者に該当しない場合に限り、
※夫婦がお互いに配偶者控除を適用することはできません。
※同居・別居の□欄に「✓」を記入し、別居の場合は裏面「9」もご記入ください。

◆配偶者特別控除：該当する場合は□欄に「✓」を記入してください。
対象条件：配偶者が控除対象配偶者に該当せず、以下の①~③の要件すべてに当てはまる場合は、氏名、生年月日、個人番号及び配偶者の合計所得(※)欄に記入してください。
(※収入額ではなく所得額を記載してください)
①申告者本人の合計所得金額が1,000万円以下
②生計を一にする配偶者が他の納税義務者の扶養親族および事業専従者に該当しない
③生計を一にする配偶者の合計所得金額が133万円未満
※夫婦がお互いに配偶者特別控除を適用することはできません。
※同居・別居の□欄に「✓」を記入し、別居の場合は裏面「9」もご記入ください。

◆扶養控除：別居の場合は裏面「9」もご記入ください。
対象条件：扶養親族(配偶者除く)がいる場合で以下の①②のすべてに該当する場合は記入してください。
①生計を一にする親族が他の納税義務者の扶養親族および事業専従者に該当しない
②生計を一にする親族の合計所得金額が48万円以下

◆16歳未満の扶養親族：別居の場合は裏面「9」もご記入ください。
対象条件：扶養控除の条件を満たす16歳未満の親族がいる場合は記入してください。
・16歳未満...平成19年1月2日以降に生まれた人
※16歳未満の扶養親族には所得控除はありません。

【各種内訳等の欄の記入について】

記入に関する注意事項

4. 給与収入の内訳

5. 雑所得(イ業務)の内訳

6. 雑所得(ウその他)の内訳

8. 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項

9. 別居の扶養親族に関する事項

日給	勤務先から受ける給与、賞与、賃金等(パート・アルバイト含む)	・日給額および勤務日数を記入してください。
月収		・月収を記入してください。 ※日給の場合：日額×勤務日数の金額を記入してください。
勤務先名等	給与支払先からの源泉徴収票がない場合に記入してください。	・お勤め先の事業所名または給与支払者の個人名を記入してください。 ※支払先が複数ある場合は全て記入してください。

営業等	【申告対象例】 小売業・生命保険等外交員等	・屋号及び事業所所在地を記入してください。 ※不動産の場合は、不動産の所在地
農業	【申告対象例】 農業・畜産業等	・事業に関する収入金額等および各種経費を記入してください。
不動産	【申告対象例】 地代・家賃等	・減価償却費がある場合は、別途『(3)減価償却費の内訳』について記入してください。
雑(イ業務)	【申告対象例】 原稿料、講演料、ネットオークション等の個人取引、シェアリング・エコノミー等の副収入	・専従者給与がある場合は、別途『(4)事業専従者に関する事項』について記入してください。

収入	個人年金・暗号資産等	・生命保険より支払のある個人年金保険 ・仮想通貨等の暗号資産
経費	必要経費	・既払込保険料等

※窓口にて申告する場合は、収入、経費(掛金等)のわかるものをご持参ください。

7. 配当の内訳
※源泉徴収による配当割額がある場合は、『10.配当割額または株式等譲渡所得割額の控除に関する事項』について記入してください。

総合譲渡(短期)	・土地・建物以外の資産の売却等 ・保有期間が5年以内の資産の譲渡	【特別控除について】 ・総合譲渡(短期・長期合わせて)：50万円まで(※)
総合譲渡(長期)	・土地・建物以外の資産の売却等 ・保有期間が5年を超える資産の譲渡	一時所得：50万円まで(※)
一時	生命保険に基づく一時金等	※収入-経費の金額が →50万円以下の場合：その金額全て →50万円を超える場合：上限50万円

9. 別居の扶養親族に関する事項
住民基本台帳において異なる世帯の親族を扶養とする場合に必ず記入してください。

4. 給与と収入の内訳

※給与収入のある人で、源泉徴収票のない人は記入してください。

月	日	給	勤務日数	月	収
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
賞与等					
合計					

勤務先名	
法人番号又は所在地	
電話番号	

(3)減価償却費の内訳

減価償却資産の名称等(延長資産を含む)	面積または取得年月	①取得金額	②償却の基礎となる金額	耐用年数	③償却率	④事業専用割合	⑤前年中の償却期間	⑥前年分の経費算入(②×⑤×④×⑥)	未償却残高
							12		
							12		
合計									

(4)事業専従者に関する事項【所得税における青色申告の承認の有無(有・無)】

事業専従者の氏名	続柄	生年月日	従事月数	専従者給与(控除)額	事業専従者の氏名	続柄	生年月日	従事月数	専従者給与(控除)額
1		明・大昭・平			2		明・大昭・平		
個人番号					個人番号				

6. 雑所得(ウその他)の内訳

種目	支払者の「名称」及び「法人番号又は所在地」等	収入金額	必要経費	差額(所得)

7. 配当所得の内訳

種目	支払者の「名称」及び「法人番号又は所在地」等	収入金額	必要経費	差額(所得)	配当所得の種類	支払者の「名称」及び「法人番号又は所在地」等	支払確定年月	収入金額	株式の元本取得のために要した負債の利子

8. 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項

総合譲渡	短期	①収入金額	②必要経費	③差引金額(①-②)	④特別控除額	⑤所得金額(③-④)
	長期					
	一時					
合計						

9. 別居の扶養親族に関する事項 ※表面で別居を選択した場合に記入してください

ふりがな	合計所得	ふりがな	合計所得
1 氏名		2 氏名	
住所		住所	

10. 配当割額または株式等譲渡所得割額の控除に関する事項

特定配当等に係る所得金額、特定株式等譲渡所得金額を総所得金額に含め、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除を受けようとする場合は、右の各欄に配当割額及び株式等譲渡所得割額を記入してください。	配当割額控除額	株式等譲渡所得割額控除額

11. 寄附金に関する事項

寄附先名称等	寄附金額

5. 営業等所得・農業所得・不動産所得・雑所得(イ業務)の内訳

(1)営業等所得・農業所得・雑所得(イ業務)【屋号：】(事業所在地：)

科目	金額	科目	金額
収入金額		租税公課	
売上(収入)金額		水道光熱費	
家事消費		旅費交通費	
その他()		通信費	
A 小計		接待交際費	
売上原価		損害保険料	
a 期首商品棚卸高		修繕費	
b 仕入金額		消耗品費	
c 期末商品棚卸高		雑費	
B 小計(a+b-c)		② 小計	
① 差引金額(A-B)		③ 専従者控除	
必要経費		所得金額(①-②-③)	
給料賃金			
減価償却費			
貸倒金			
地代家賃			
利子割引料			

(2)不動産収入(不動産の所在地：)

科目	金額	科目	金額
収入金額		租税公課	
① 賃貸料		損害保険料	
A 礼金・権利金		修繕費	
B		雑費	
② 小計		② 小計	
計(①+②)		③ 専従者控除	
経費		所得金額(①-②-③)	
給料賃金			
減価償却費			
貸倒金			
借入金利子			

令和5年度 市民税・県民税の申告について

この申告書は、市民税・県民税および国民健康保険税などの算定資料となります。また、所得証明書・課税(非課税)証明書などの各種証明書発行の際にも必要となりますので、期限内に申告いただきますようお願いいたします。

※国民健康保険に加入している人は、保険料の算定資料となりますので、収入がなかった場合でも申告書の提出にご協力をお願いいたします。

(申告対象期間)
・令和4年1月1日から令和4年12月31日までの収入

(申告をしなければならない人)
・令和5年1月1日現在那珂川市に住所を有する人

(申告をしなくてよい人)
・所得税の確定申告をする人
・給与以外に収入がなく、勤務先等から給与支払報告書が提出されている人

(申告に必要なもの)
・源泉徴収票(支払調書)等収入がわかるもの
・個人番号がわかるもの(マイナンバーカードなど)
・健康保険・年金・介護保険などの社会保険料に係る支払証明書または領収書
・自営業の人は、帳簿や必要経費の領収書など
※申告の内容によって必要なものは異なりますので、詳しくはお問い合わせください。

【申告に必要なもの】

必ず提出および提示いただくもの	・マイナンバーカード(個人番号カード)、または通知カード※写しでも可(マイナンバーカードをお持ちでない場合に併せて提出するもの) ・本人確認書類(運転免許証・パスポート等)	
種別	提示または提出書類(窓口受付の場合)	添付書類(郵送の場合)
所得金額		
営業・農業・不動産・雑(イ業務)等	・収入金額と必要経費がわかる書類等	不要(申告書裏面の各内訳を記入)
給与	・源泉徴収票	不要
	※源泉徴収票がない場合：給与明細書・事業主の支払証明書等金額のわかるものを提示または郵送してください。	
雑		
ア 公的年金等	・源泉徴収票	不要
ウ その他	・収入と必要経費のわかる書類等 ※個人年金の場合：支払額と必要経費(掛金額)がわかるもの	要
総合譲渡・一時	・収入と必要経費のわかる書類等	要
種別	提示または提出書類(窓口受付の場合)	添付書類(郵送の場合)
雑損控除	・り災証明書等被害にあったことのわかる証明書 ・災害等関連支出の領収書	要
医療費控除	・『医療費控除の明細書』 ・各種証明書 ※おむつ証明書等 ・医療費通知(医療費のお知らせ)(原本) ※医療費通知を添付し、『医療費控除の明細書』の記載を省略する場合があります。	要
セルフメディケーション税制の場合	・セルフメディケーション税制の明細書 ・一定の取り組み(予防接種等)を行ったことがわかる書類	要
社会保険料控除	・国民健康保険・介護保険・国民年金・後期高齢者医療保険等の納付証明書または領収書等支払額がわかるもの ※国民年金は控除証明書の提出が必要です。	要
小規模企業共済等掛金控除	・掛金額の支払証明書(個人型確定拠出年金など)	要
生命保険及び地震保険料控除	・生命保険・個人年金・地震保険料控除証明書	要
配偶者(特別)控除及び扶養控除	・扶養親族のマイナンバーカードまたは通知カード ※写しでも可 ※国外居住親族を扶養にとる場合は、必要書類が異なりますのでお問い合わせください。	要
障害者控除	・障害者手帳(身体・精神・療育等)	要
勤労学生控除	・各種学校や法人から交付される証明書等	要
寄附金控除	・寄附先及び寄附額のわかるもの(寄附受領証明書等)	要

【その他の注意事項】

○新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、郵送での提出にご協力ください。
※郵送の際は、上記「申告に必要なもの」をご確認いただき添付書類を必ず同封してください。

○提出期限を過ぎた場合でも受付いたしますが、所得証明書・課税(非課税)証明書などの各種証明書の発行時期が遅れる場合や、国民健康保険税等の各種保険料等の算定が遅れる場合がございますのでご了承ください。

○申告書の記入等で不明な点がございましたら、下記までご連絡ください。

【申告書の提出先・問い合わせ先】
那珂川市役所 税務課 市民税担当
〒811-1292
福岡県那珂川市西隈1-1-1
TEL 092-953-2211 (内線 164・165)
mail zeimu@city-nakagawa.fukuoka.jp